

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年3月19日(2015.3.19)

【公表番号】特表2014-504568(P2014-504568A)

【公表日】平成26年2月24日(2014.2.24)

【年通号数】公開・登録公報2014-010

【出願番号】特願2013-552217(P2013-552217)

【国際特許分類】

B 4 2 F 1/12 (2006.01)

B 4 2 F 1/02 (2006.01)

B 4 2 F 5/06 (2006.01)

【F I】

B 4 2 F 1/12

B 4 2 F 1/02 D

B 4 2 F 5/06 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月30日(2015.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

紙束(P)の端部を綴じる綴じ具にして、前面および背面を有する綴じ具であって、綴じ具の裏面の第1の壁部(W1)および綴じ具の前面の第2の壁部(W2)であって、実質的に互いに対向し、一緒になってスペースを形成すようにつながれ、スペースの第1の端部(UE1)に紙束(P)の端部を受承するための第1の開口部(O1)を有し、スペースの反対端部(UE2)には、第2の開口部(O2)があり、第2の開口部(O2)は、操作使用時に、紙束(P)がスペースに収まった時に、紙束(P)の端部が第1の折り縁部(E1)に対して所定の距離(DST1)で突出することができるよう形成される、第1の壁部(W1)および第2の壁部(W2)と、

第2の開口部(O2)内に第1の壁部(W1)で形成される第1の折り縁部(E1)と、

、 枢動点(D1)を介して第2の開口部(O2)の近くの第2の壁部(W2)に枢動可能に取り付けられる補助片(B)であって、補助片(B)および枢動点(D1)は、操作使用時に、補助片(B)が紙束(P)の端部に作用するレバーアーム効果によって紙束(P)の端部を第1の折り縁部(E1)で第1の壁部(W1)の方向に折ることができるように、第1の折り縁部(E1)に対して形成されて位置決めされ、補助片(B)は、操作使用時に、紙束(P)が折られていない状態で、少なくとも一箇所が紙束(P)の端部より先に突出することで、紙束(P)が折られた状態で第1の壁部(W1)と物理的に接触するような構造であり、補助片(B)は、第2の壁部(W2)の裏面に枢動可能に取り付けられるので、紙束(P)を裏面の方向に折った後に、綴じ具の前面が紙の長方形の形に沿った形になるような補助片(B)とを備える綴じ具。

【請求項2】

補助片(B)が、中間壁部(H、K)を介して第2の壁部(W2)に取り付けられる、請求項1に記載の綴じ具。

【請求項 3】

スペースの第1の開口部(Ο1)に近い第1の壁部(W1)が、第2の壁部(W2)より先に伸びて、紙束(P)をスペース内に挿入しやすくする支持部を形成する、請求項1または請求項2に記載の綴じ具。

【請求項 4】

補助片(B)が、枢動軸(D1)を介して第2の開口部(Ο2)に近い第2の壁部(W2)に枢動可能に取り付けられる、請求項1から3のいずれか一項に記載の綴じ具。

【請求項 5】

補助片(B)が、所定距離(DST1)より1から3倍先に突出する、請求項1から4のいずれか一項に記載の綴じ具。

【請求項 6】

補助片(B)が、操作使用時に、紙束(P)が折られていない状態で、少なくとも一箇所が突出するような構造であるので、紙束(P)が折られた状態では、第1の壁部(W1)を越えた位置で紙束の最も外側の紙と物理的に接触することができる、請求項1から5のいずれか一項に記載の綴じ具。

【請求項 7】

補助片(B)および第1の壁部(W1)の受承面の少なくとも一方が、操作使用時に、紙束(P)が折られた状態で、補助片(B)が第1の壁部(W1)に付着するように接着層を備える、請求項1から6のいずれか一項に記載の綴じ具。

【請求項 8】

第1の壁部(W1)が、操作使用時に、紙束(P)が折られた状態で、補助片(B)の少なくとも一部が切込部(E1A)に押し込まれて補助片(B)を固定するように位置決めされて作られる切込部(E1A)を備える、請求項1から7のいずれか一項に記載の綴じ具。

【請求項 9】

第1の壁部(W1)および補助片(B)の少なくとも一方の片面が、接着層を備える、請求項1から8のいずれか一項に記載の綴じ具。

【請求項 10】

第1の壁部(W1)および第2の壁部(W2)が、紙束(P)の角部を受承するコーナーデバイスを形成するように形成される、請求項1から9のいずれか一項に記載の綴じ具。

【請求項 11】

コーナーデバイスが、第1の壁部(W1)の平面への投影図で見ると、60°から120°の角度を成す閉鎖縁部(CE1、CE2)を有する綴じ具であって、第1の折り縁部(E1)は、コーナーデバイスの閉鎖縁部(CE1、CE2)の少なくとも一方と30°から60°の角度を成す、請求項1から10のいずれか一項に記載の綴じ具。

【請求項 12】

第2の開口部(Ο2)のサイズが、所定の距離(DST1)を実現できるようなサイズである綴じ具であって、第2の開口部(Ο2)の長さは、10mmから60mmである、請求項10または11のいずれかに記載の綴じ具。

【請求項 13】

第1の壁部(W1)、第2の壁部(W2)、および補助片(B)のそれぞれの材料が、紙、プラスチック、木材、金属、生物由来物質、これらの物質の混合物、およびその他の同様の物質を含む群から選択される、請求項1から12のいずれか一項に記載の綴じ具。

【請求項 14】

第1の壁部(W1)、第2の壁部(W2)、および補助片(B)が、一体に形成される、請求項1から13のいずれか一項に記載の綴じ具。

【請求項 15】

請求項1から14のいずれか一項に記載の積層綴じ具。